「商業者の広域連携による商店街再生に向けて」

岩手県商店街振興組合連合会
会　長　豊　岡　卓　司

先ずは「広域連携」とはどのようなことなのでしょうか。「広域」広い区域。広い範囲。「連携」連絡をとって、一緒に物事をすること。単純にこの言葉の意味を考えると「広い区域、範囲で連絡をとって一緒に物事をすること。」となります。ここに一つ、重要なキーワードが隠されていると思います。それは、「連絡をとって一緒に」ここだと思います。この「連絡」この意味は「気持ちや考えなどを知らせること。情報など互いに知らせること。また、その通知」となっています。

今、連携と言う言葉を良く聞きますが本当の連携は取れているのでしょうか。イベントするからお手伝いお願いね。とか、今度の講師、お願いね。これで連携とは言えないと思います。お互いの思い、考えをストレートにぶつけ、一緒に考え、悩み、そして行動をすることではないでしょうか。

広域連携とは地域的、県内外、市町村。そして業種、業態を超えた連携が「広域連携」だと思います。この広域の人々が「なぜ商店街を再生しなければいけないのか！」これを自分の言葉で、そして本音で語る「場」が広域連携の始まりだと思います。そしてその場で再生の理念が固まればまた次のステップの連携になると思います。それは異分野との連携です。商業者だけではなく、法律、建設、医療、学校関係などとの連携です。この連携を取るに当たってはコーディネーター役も同様に非常に重要になると思います。そのコーディネーターとなるのが中央会や県、市、会議所ではないでしょうか。

「商店街」とは単にお店が連なっているところではないはずです。それであればＳＣと同じです。「商店街」とは地域を支える、コミュニティの中心になるべきものだと思います。商店街再生を大前提にして広域連携を今すぐ、出来るところから行うべきだと思います。「思い」は必ず「かたち」になります。「夢」は必ず「実現」します。一人でもこの思いが強ければ、それは人々に伝染し、かたちに変わります。夢の実現に向けてがんばっている人が一人でもいれば、その夢は必ずかないます。我々商店街の人間もその一人になろうではありませんか！

我々の「思い」「夢」が出てきたら、あとはそれを実現する為に一つずつ、連携を取りながら行動に移すだけです。最初は小さな一歩かも知れません。でもそれが後で大きな一歩になるのです。

さあ、怖がらず、前を向いて小さな一歩を踏みだしましょう。

第 59 回中小企業団体全国大会開催される

去る 10 月 26 日、東京都墨田区両国国技館において、第 59 回中小企業団体全国大会が開催された。『連携、創造、発展』をスローガンとして、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会して、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の充実強化を訴え、組合等の連携組織を基盤とした中小企業の安定的な発展と豊かな社会の実現を図ることを目的に開催された。

大会には、本県からの参加者 30 名を含め全国各地から中小企業団体関係者 3,000 名が参加し、中小企業が直面する『重要課題 11 項目』の議案について決議が採択されたほか、愛媛県中央会山本功会長、千葉県中央会坂戸誠一会長による意見発表が行われた。また、優良組合 33 組合、組合功労者 70 名、中央会優秀専従者 30 名が表彰され、本県からは、優良組合として「岩手県電気工事業工業組合」、組合功労者として「藤館卓弘氏（九戸商業協同組合 理事長）」がそれぞれ表彰された。

大会は、所管行政庁、関係機関、政党等からの来賓の臨席を得たほかに、福田康夫内閣総理大臣からのメッセージ及び甘利明経済産業大臣の挨拶がなされた。また、先に起こった新潟中越沖地震、能登半島地震に際して各県中央会により行われた支援に対し、新潟県中央会佐藤功会長、石川県中央会安田隆明会長から、それぞれ感謝の言葉が述べられた。最後に、決議事項の早急な実現を求める大会宣言が採択され盛会裏に終了した。

なお、2008 年開催第 60 回中小企業団体全国大会の開催地は、宮城県に決定した。

○全国大会開催風景

岩手県からの受賞組合及び組合功労者

優良組合

岩手県電気工事業工業組合

理 事 長 平野　喜嗣
設　　立 昭和 24 年 10 月 5 日
組合員数 375 名

組合功労者

藤館　卓弘　氏

九戸商業協同組合　理事長

決 議 さ れ た １１ 項 目

１．中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充強化、組合制度のさらなる改善

中小企業対策予算の大幅増額など、中小企業対策全体を拡充すること。

国・地方公共団体は、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置付けを強化し、同対策の拡充・強化に万全を期すること。

中小企業組合制度のさらなる改善のための検討を開始すること。

２．中小企業の情報通信技術（ICT）活用支援策の拡充

中小企業の経営の効率化と生産性の向上を図るための有効な手段である IT 化を一層進展させるため、中小企業に対する情報化相談・支援、中小企業の情報担当者の育成、組合等が行う電子商取引システム開発等基盤整備への支援を拡充するとともに、個人情報保護法への対応、情報セキュリティ対策に対する支援策の創設、拡充を図ること。

３．中小企業の活力を活かす労働・教育政策の展開

最低賃金の引上げには、生産性の向上や取引環境の改善による中小企業全体の底上げが不可欠であり、中小企業の経営実態や支払能力を無視した引上げは行わないこと。また、産業別最低賃金は早急に廃止すること。

外国人研修・実習制度の見直しに当たっては、運用の適正化を図りつつ、現行の研修・技能実習制度の枠組みを維持・充実すること。

学校教育において、中小企業とふれあう実践教育を一層強力に推進すること。

中小企業の人材育成と人材確保への支援を強化するとともに、ジョブカード制度を推進すること。

障害者の雇用について、中小企業が受け入れやすい環境整備を早急に行うこと。

労働時間規制の適用除外制度（日本版ホワイトカラー・エグゼンプション）の導入など積み残された労働基準法制の見直しを行うこと。

中小企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するとともに、次世代育成支援対策を強化すること。

雇用保険二事業関係の助成金制度について、要件の設定・緩和や手続きの簡素化など、活用面の見直しを行うこと。

４．不当廉売等への厳正な対処と実効性の確保

中小企業者の経営努力を無にする不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や消費者の適正な商品選択を妨げる不当表示等の行為に対し、迅速かつ厳正に対処するとともに、実効性を確保する一層効果的な措置を講じること。

５．下請取引の適正化の推進

下請取引の適正化を図るため、親（元請）事業者の優越的地位の濫用等の不公正取引に対する取締りを強化するとともに、下請事業者の適正な収益を確保するなど、ルールある取引環境づくりを推進すること。

６．中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現

国及び地方公共団体は、「官公需法」に基づき、地域中小企業者の経営基盤の強化を図るため、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注をより一層増大すること。

官公需適格組合の受注機会を確保するため、「入札ボンド制」「総合評価方式」の導入に当たっては、与信や実績等は組合員分を合算して行うこと。

原油・原材料等の高騰を踏まえ、適正な積算根拠に基づいた予定価格を設定するとともに、大企業による低価格入札は不当廉売として捉え、必要な措置を講ずること。

７．事業承継税制の確立など中小企業の経営基盤強化のための税制の拡充

中小企業経営者が経営に専心できるための抜本的な事業承継税制を確立するとともに、事業後継者への円滑な交代のための民法の遺留分制度の改善など事業承継環境を整備すること。

中小企業の経営基盤強化を図るために中小企業関係税制を拡充するとともに、喫緊の課題である企業間格差の是正や中小企業の底上げのための支援組織である中小企業組合に関連する諸税制を拡充すること。

財政再建のための拙速な消費税率の引上げの議論は行わないこと。

８．中小企業金融対策の拡充

構造変化や景気変動等の外部要因の影響を受けやすい中小企業を金融面から支援するため、政策金融改革における中小企業金融の維持・強化、担保や保証に依存しない融資慣行の確立に向けての取組み、信用補完制度の適正な見直しなど、中小企業金融対策を拡充すること。

中小企業金融の円滑化と地域経済の振興・発展に極めて大きな役割を発揮している信用組合が、相互扶助による協同組織金融機関として今後もその機能・役割を効果的に果たすことができるよう、必要な措置を講じること。

９．まちづくりの推進と中小小売商業支援の強化

「まちづくり」を推進するため、中心市街地活性化基本計画の認定を受けた中心市街地に対する支援を拡充すること。

また、中心市街地以外の市街地に位置する商店街や共同店舗、個店についても、施策の拡充と新たな支援策の創設を行うこと。

10．中小流通業・サービス業振興対策の充実

中小卸売業、中小運輸業について、物流の広域化、品揃えの強化、情報システム化などを図るための総合的な経営革新への取組みに対する支援の充実を図ること。

また、中小サービス業や生活衛生関係サービス業に対する生産性向上のための支援策を創設すること。

11．持続的発展を可能とする経済社会の実現のための対策

国・地方公共団体は、循環型社会への構築に向け、中小企業における環境・リサイクル対策に対する支援を強化すること。また、中小企業の技術・資金面等の負担に対する実情を十分に把握し、環境関連法令の制定・改正を行うとともに、運用においても中小企業が確実に対応できるよう、十分な配慮や支援を行うこと。

原材料の内外価格差の是正・安定供給対策を講じること。

自然災害等の発生による被災中小企業者に対する万全できめ細かな災害復旧・復興支援対策を講じること。

中小企業組合を活用したBCP（緊急時企業存続計画）策定・運用の普及を図るとともに、金融・税制上の特別措置を講じること。

地域振興支援の拡充強化に関する要望書を県知事に提出

本会は、11 月２日、「地域振興支援の拡充強化に関する要望書」を県知事に提出した。これは、本会が毎年６月に開催している「組合代表者との地区別懇談会」等において、中小企業並びに中小企業組合が直面する重要かつ緊急な諸問題について意見・要望等を聴取・把握し、その結果を９月 26 日に開催した第 33 回中小企業団体岩手県大会で決議したものである。

本会からは、鈴木会長のほか池野・谷村・阿部副会長、千葉専務理事、藤村事務局長、千葉事務局次長の７名が出席し、達増知事に対し直接要望を行った。

鈴木会長からは、「官公需における県内中小企業への一層の優先発注」「まちづくりの推進」、「中央会事業費の確保」、「観光客の誘致活動」などに対する積極的な支援を求めた。

これに対し達増知事は「中央会は組合等連携組織への支援機関として果たす役割は大きく、県の重要なパートナーである。地元中小企業への優先発注の確保等、中小企業の経営基盤強化のために予算面や制度面も含めこれらの要望について実現できるように検討していきたい」と要望実現に前向きな姿勢を見せた。

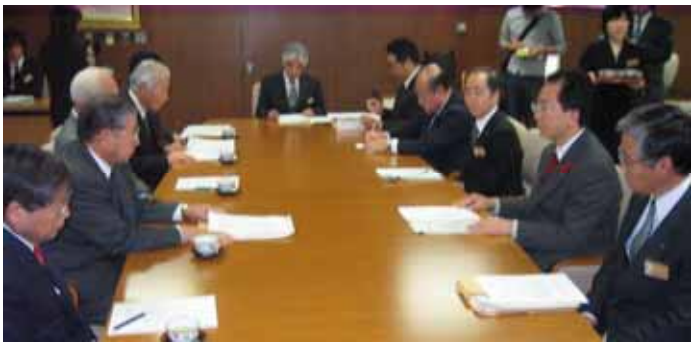

地域中小企業振興に関する要望（項目）

１，まちづくり　２，官公需　３，金融対策　４，観光　５，県産品　６，リサイクル財の活用推進　７，中央会事業費の確保

商工４団体特別決議要望書を県に提出

本会及び岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県商店街振興組合連合会の商工４団体は 10 月 31 日、県に対し「中小企業活力強化・地域経済活性化に関する特別決議」に関する要望書を提出した。

この要望書は、去る９月 26 日に開催した第 33 回中小企業団体岩手県大会において特別決議されたものである。商工団体からは、岩手県商工会議所連合会小原専務理事、岩手県商工会連合会佐藤専務理事、本会千葉専務理事が出席し、県側は阿部商工労働観光部長、佐藤経営支援課総括課長、鈴木経営支援課主任主査が対応した。

「中小企業活力強化・地域経済活性化に関する特別決議」（項目）

１，中小企業対策予算の拡充
２，事業承継円滑化など中小企業関連税制の改革
３，地域産業振興施策の充実と道路網整備の推進
４，コンパクトで賑わいあふれるまちづくりの推進

第 59 回中小企業団体全国大会記念ツアー

市場開発部　中居

去る 10 月 25 日から 28 日までの 3 日間、第 59 回中小企業団体全国大会への参加にあたり、記念ツアーを実施いたしました。以下、本ツアーで訪れた先での様子について、旅程の順に報告いたします。

【1 日目】～一路両国国技館へ～

ツアー参加者は盛岡駅、江刺水沢駅からそれぞれ乗車し、一路東京へ向かいました。到着後は大会会場である両国国技館へ。国技館前にて集合写真を撮影。

大会終了後は、浅草仲見世を散策後、浅草「米久本店」にて牛鍋に舌鼓を打ち、その後、東京タワー大展望台にて東京の夜景を堪能した後、一路ホテルへ。ホテルへ到着後、すぐにお休みになる方もいれば、夜の街へと向かった方もいらっしゃいました。

【2 日目】～風林火山・信玄と勘助～

ホテルを後に、まず訪れたのは「武田神社」。こちらには、武田信玄や山本勘助にまつわる品々が展示されており、当時の次代風景が彷彿とされるものばかりでした。昼食には「小作」にて山梨名物『ほうとう』を食べ、「甲斐の国風林火山博」、「メルシャン勝沼ワイナリー」を視察。ワイナリーではワインも試飲し堪能。男性を中心に顔の色が赤くなった方も？最後に向かったのは「恵林寺」。ここには武田信玄公の墓所（左写真）があり、一同参拝。その後、河口湖湖畔にある「湖南荘」へ。ここで、ツアーに参加された皆さんと懇親会を行い、料理とお酒とカラオケを十二分に堪能していただきました。

【3 日目】～台風でコース変更～

当初予定していた富士山 5 合目の散策は、台風の影響で霧も深くとても散策できる状態ではないということで、急遽コースを変更し、前日宿泊した河口湖畔の近くにある「宝石の森」という施設を視察。ここは、推奨を中心に様々な宝石が展示・販売されており、施設案内をしていただいた店員さんのお計らいで通常販売価格 1 万 5 千円の人口ダイヤのネックレスを 1 万円で販売していただき、ツアー参加者の女性陣を中心に、われ先にと、争って購入し、買物を満喫していました。（ただ、男性陣はややお暇なようでしたが…。）

「宝石の森」を後にし、次に向かった先は「富士山レーダードーム体験学習施設」です。ここは、1999 年 11 月まで使われていたドームを移築、復元したものでした。ここでは、各種体験施設があり、その中に 5 月頃の富士山頂の気温を風速ごとに体感できる施設があり、風速 13m の状態を体感しましたが、正直岩手の冬の方が寒いのでは？と感じました。

ドームを後に、一路東京駅へと向かい、東京駅から新幹線に乗車。天候はあいにくでしたが、事故にあうことなく、無事盛岡へ着くことができました。

平成 19 年度秋の叙勲・褒章受章

平成 19 年度秋の叙勲・褒章において、本会会長鈴木宏延氏が旭日小綬章を、元岩手県菓子工業組合理事長栃沢正一氏が旭日双光章を、奥州市水道工事業協同組合理事長紺野正明氏が黄綬褒章を受章されました。永年の本県経済発展へのご尽力に感謝しお祝い申し上げます。

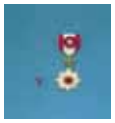	旭日小綬章	鈴木　宏延　氏	岩手県中小企業団体中央会会長 岩手県商工振興協同組合理事長
	旭日双光章	栃沢　正一　氏	元岩手県菓子工業組合理事長
	黄綬褒章	紺野　正明　氏	奥州市水道工事業協同組合理事長 胆江広域水道協同組合理事長

中小企業地域資源活用促進法に基づく 地域産業資源活用事業計画の認定について

平成１９年６月２９日に施行された「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法）」（平成１９年法律第３９号）第６条の規定に基づき、中小企業者から申請された「地域産業資源活用事業計画」について、10 月 12 日、本法施行後初めての認定が行われましたのでご紹介します。

今回の認定件数は、全国で総計１５３件（農林水産物を活用したもの５７件、鉱工業品及びその生産技術を活用したもの８１件、観光資源を活用したもの１５件）で、そのうち岩手県内は３件となっております。

都道府県別での認定件数を見てみると、群を抜いて北海道が一番多く 16 件、2 番目が沖縄で 9 件、そして、岡山、広島がともに 7 件で、岩手は下表のとおり３件でした。

なお、事業計画の認定を受けた中小企業者は、専門家によるアドバイスなどのほか、試作品開発や販路開拓に対する補助、設備投資減税、中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関の低利融資による支援を受けることができます。

また、今後、法律認定を目指す中小企業者の取組を支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の支部に設置された地域支援事務局（１０か所）や都道府県地域支援事務局（４９か所）において、引き続き、事業計画の相談受付を行っています。（岩手県内での支援事務局は(財)いわて産業振興センターです。）

以下に岩手県の認定事業計画を、次ページに全国での組合の認定事業計画をご紹介します。

県内の認定事業計画

順不同

No	市町村名	事業名	事業概要	地域資源（３類型）	認定事業者
1	釜石市	チョウザメを種苗・育成・採卵まで一貫生産することにより、最高品質のフレッシュ・キャビアを日本国内では初めての生産を行う	１００％輸入に依存しているキャビア製品を、これまで研究開発してきたチョウザメの種苗から育成、雌雄判別、キャビア採取まで一貫生産を行うという固有技術により生産し、国内市場に新たなマーケットを構築する。	チョウザメ（農林水産物）	釜石キャビア（株）
2	釜石市	海藻脂質（フコキサンチン）による抗肥満作用を有する機能性食品の開発	ワカメ等海藻残渣から抗肥満作用を有するフコキサンチンを抽出して、その機能性と活性を活かした内臓脂肪を減少させる機能性食品を開発する。メタボリック対策等健康に留意する消費者向けの新たな市場開拓が期待できる。	ワカメ、アカモク（農林水産物）	協同組合 マリンテック釜石
3	奥州市	日本初、乳酸菌生成エキス入り、プレーンヨーグルトの製造販売	岩手県の契約酪農家の牛乳から乳酸菌を発酵させた純粋なヨーグルトに乳酸菌生成エキスを加えた、純度の高いプレーンヨーグルトを製造し、健康指向の高い顧客を抱えるデパートや通販会社への販路開拓を図る。	牛　乳（農林水産物）	石川食品（株）

認定事業計画　組合事例

組合関係の認定事業者は事業協同組合が５件、協業組合が１件の計６件でした。

湯田温泉（観光資源）

湯田温泉旅館協同組合（山口県山口市）

「観光宿泊拠点・湯田温泉
オリジナルブランド構築事業」

歴史・文化を体験できるボランティアによる散策コースの観光ガイドや、温泉入浴指導員による湯田温泉オリジナル入浴法の教授、健康食の提供などを行う、団塊世代をターゲットとした新たな旅行商品を開発し顧客開拓を目指す。

いわき湯本温泉（観光資源型）

いわき湯本温泉旅館協同組合（福島県いわき市）

「健康と癒しの温泉地創設事業」

日本温泉保養士協会にて認定しているバルネオセラピスト（温泉保養士）のレベルアップといわき湯本温泉の泉質を生かした健康プログラム（バルネオプログラム）の開発及びその他の関連サービスを開発することにより、「健康増進と癒しを中心にしたリピート型短期型滞在」を可能とする温泉地への転換を実現し、需要開拓を図る。

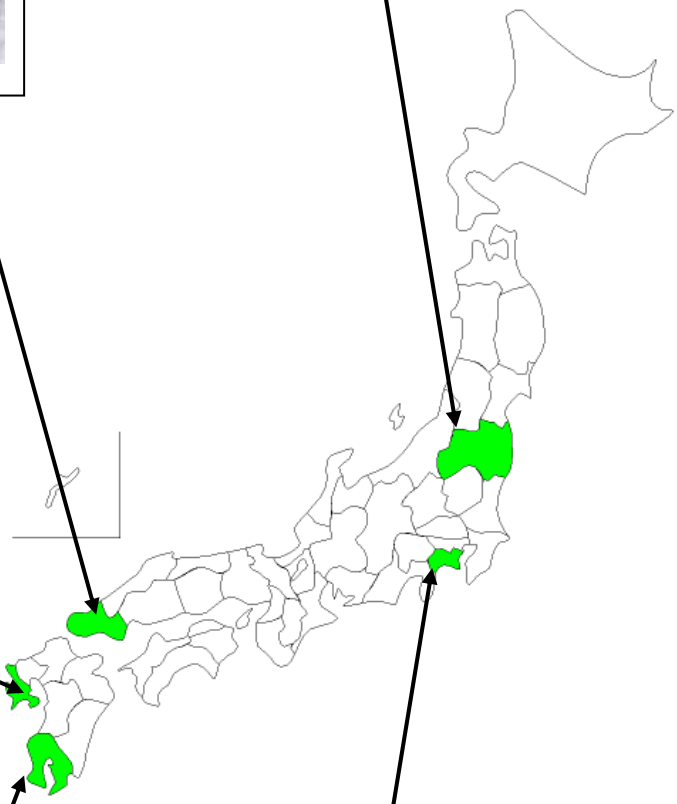

三川内焼（鉱工業品）

三川内陶磁器工業協同組合（長崎県佐世保市）

「三川内焼のルーツである平戸焼再興による
“ＮＥＯ－ＭＩＫＡＷＡＣＨＩ”開発事業」

４００年の伝統を誇る三河内焼のルーツである「平戸焼」製品は国内外で需要が高いものの、当該技術承継が一時途絶えていることから、当該技法を再生させた芸術性溢れる製品の販売や、伝統技法と現代技法を融合させ、市場ニーズに基づく新商品の開発を行い、高級陶磁器製品の復興・展開を図る。

鹿児島の焼酎（鉱工業品）
かのや ばら園（観光資源）

大海酒造協業組合（鹿児島県鹿屋市）

「『ばら焼酎』の開発、製造及び『かのや
ばら園』を活用した需要開拓による地域振興」

「かのやばら園」のばらを使用し、行政やＮＰＯ法人等と商品開発を行った「ばら焼酎」に「ばらの香り」を付けていくなど商品の改良を行い商品としての完成度を高める。また、原材料栽培をする「かのやばら園」と一緒に販路開拓を行うことにより、地域を売り込むための効果的なプロモーション活動を展開していく。

野毛大道芸フェスティバル（観光資源）

野毛地区振興事業協同組合（神奈川県横浜市）

「野毛大道芸を中核にした、
野毛劇場ブランド事業」

商店街を舞台にした大道芸等の体験学習サービスや大道芸をモチーフにした土産物の開発等により、見て、学んで、食べて、歩いて、買って楽しめる、街全体回遊型観光事業の展開。

また、野毛地区に関連する地域資源を活用した、野毛劇場ブランドの衣食住関連製品を開発する。

「中小企業の財務指標」の概要について （平成 17 年１月～12 月決算期データ）

中小企業庁では毎年中小企業の経営活動の実態を把握し、中小企業の経営戦略の立案や中小企業の診断・助言に資するため、中小企業の決算データをもとに財務指標を作成しています。

今回は、日本産業分類（大分類）の建設業、製造業、情報通信業、運輸業の４業種に関してその要旨をご紹介します。次号では、卸売業、小売業、不動産業、飲食・宿泊業の４業種につきまして掲載する予定です。（以下、中小企業庁 HP より抜粋）

＜建設業＞

右表に基づき建設業の収益性を見ると、平成17年の総資本経常利益率は平成16年よりも0.2%ポイント低下し、やや厳しい収益環境になった。総資本経常利益率を総資本回転率と売上高経常利益率に要因分解すると、総資本回転率は1.6回で横這いであることから、売上高経常利益率の低下（1.0%→0.9%）が影響していることが分かる。

また、売上高総利益率は2年連続で低下しており、これは請負単価の低下や材料価格の上昇等が影響していると考えられるが、売上高営業利益率は平成15年から平成16年にかけて上昇し、平成17年は横這いで推移しており、販売費及び一般管理費の削減への努力が伺える。

建設業に係る安全性を見ると、流動比率が2.1%ポイント上昇したものの、自己資本比率が0.9%ポイント下落した。その要因としては、受取手形や売掛金の増加、社債・長期借入金の増加等が考えられる。

指　標	15年	16年	17年
総資本経常利益率（%）	1.5	1.6	1.4
総資本当期純利益率(ROA)(%)	0.7	0.8	0.6
売上高総利益率（%）	23.0	22.7	22.4
売上高営業利益率（%）	1.0	1.2	1.2
売上高経常利益率（%）	0.9	1.0	0.9
総資本回転率（回）	1.6	1.6	1.6
流動比率（%）	129.4	132.8	134.9
自己資本比率（%）	17.0	16.9	16.0
営業CF対有利子負債比率（%）	0.2	1.8	2.8

（単位：千円）

項　目	15年	16年	17年
売上高	630,629	624,365	631,843
経常利益	11,515	12,102	11,409
当期純利益	2,809	3,296	2,840
営業CF	6,534	5,712	4,539

右表に基づき建設業に属する同一企業の売上高等の実数を見ると、売上高が平成15年から平成16年にかけて減少したが、平成17年は増加した。一方、経常利益や当期純利益は平成15年から平成16年にかけて増加したが、平成17年は減少した。

＜製造業＞

右表に基づき製造業の収益性を見ると、平成17年の総資本経常利益率は平成16年よりも0.3%ポイント低下している。総資本回転率はほぼ横這いであるが、売上高経常利益率が0.2%ポイント低下していることが影響している。原材料価格の上昇が生じる一方、そのコスト増を価格に転嫁することが困難であること等により売上高総利益率が0.3%ポイント低下し、これを受けて売上高営業利益率も0.3%ポイント低下したものと考えられる。

製造業に係る安全性を見ると、流動比率が2年連続で上昇し、平成16年から平成17年にかけて4.1%ポイント上昇する一方、自己資本比率は平成15年から平成16年にかけて上昇し、平成17年は横這いとなっている。

右表に基づき製造業に属する同一企業の売上高等の実数を見ると、売上高、経常利益、当期純

指　標	15年	16年	17年
総資本経常利益率（%）	1.7	2.3	2.0
総資本当期純利益率(ROA)(%)	0.9	1.3	0.9
売上高総利益率（%）	32.4	32.2	31.9
売上高営業利益率（%）	1.9	2.4	2.1
売上高経常利益率（%）	1.5	1.9	1.7
総資本回転率（回）	1.1	1.2	1.2
流動比率（%）	130.7	133.8	137.9
自己資本比率（%）	16.0	16.8	16.8
営業CF対有利子負債比率（%）	3.6	5.2	5.1

（単位：千円）

項　目	15年	16年	17年
売上高	1,254,549	1,316,563	1,384,106
経常利益	32,153	41,348	45,881
当期純利益	11,939	18,721	19,547
営業CF	45,310	47,255	46,005

利益は2年連続して増加している一方、営業CFは、平成15年から平成16年にかけて増加したが、平成17年は減少している。製造業の売上債権や棚卸資産が平成16年から平成17年にかけて増加しており、これが営業CFが減少した主な要因の一つと考えられる。

＜情報通信業＞

右表に基づき情報通信業の収益性を見ると、平成17年の総資本経常利益率は平成16年よりも0.1%ポイント低下している。これは、平成17年の売上高経常利益率が平成16年と同水準である一方、総資本回転率が低下（1.8回→1.7回）したことに起因する。

また、売上高総利益率は2年連続で低下し、平成17年は平成16年に比べて0.5%ポイント低下したものの、販売費及び一般管理費の抑制により売上高営業利益率は2年連続で上昇しており、平成17年も平成16年に比べて0.1%ポイント上昇している。

情報通信業に係る安全性を見ると、流動比率が2年連続で大幅な上昇を続けている一方、自己資本比率は2年連続で低下しており、平成17年は平成16年より1.0%ポイント低下している。

指　標	15年	16年	17年
総資本経常利益率（%）	2.9	3.0	2.9
総資本当期純利益率（ROA）（%）	1.6	1.7	1.5
売上高総利益率（%）	58.9	57.9	57.4
売上高営業利益率（%）	1.7	1.9	2.0
売上高経常利益率（%）	1.5	1.6	1.6
総資本回転率（回）	1.8	1.8	1.7
流動比率（%）	167.8	175.6	187.8
自己資本比率（%）	23.0	22.2	21.2
営業CF対有利子負債比率（%）	△0.2	3.4	4.1

（単位：千円）

項　目	15年	16年	17年
売上高	620,434	660,643	712,470
経常利益	18,371	24,715	23,589
当期純利益	5,267	8,092	9,469
営業CF	18,922	24,458	27,822

右表に基づき情報通信業に属する同一企業の売上高等の実数を見ると、売上高、当期純利益、営業CFが2年連続で増加している一方、経常利益は平成15年から平成16年にかけて増加したものの、平成17年は減少している。

＜運輸業＞

右表に基づき運輸業の収益性を見ると、平成17年の総資本経常利益率は平成16年よりも0.5%ポイント低下し、厳しい収益環境となっている。これは、平成16年から平成17年にかけて総資本回転率は横這いであるものの、売上高経常利益率が0.3%ポイント低下しているためである。

また、売上高総利益率に関しても2年連続で低下になり、平成16年から平成17年にかけて0.7%ポイントの低下という厳しい収益環境になっている。売上高営業利益率については平成16年から平成17年にかけて0.3%ポイント低下しており、競争が激化する中で売上高総利益率が低下しているため、販売費及び一般管理費の削減努力では売上高総利益率の低下分を吸収できていないと考えられる。

指　標	15年	16年	17年
総資本経常利益率（%）	2.0	2.2	1.7
総資本当期純利益率（ROA）（%）	1.1	1.2	0.8
売上高総利益率（%）	38.8	38.3	37.6
売上高営業利益率（%）	1.1	1.3	1.0
売上高経常利益率（%）	1.2	1.4	1.1
総資本回転率（回）	1.5	1.4	1.4
流動比率（%）	114.4	119.6	123.8
自己資本比率（%）	14.7	14.9	14.3
営業CF対有利子負債比率（%）	7.8	9.2	8.6

（単位：千円）

項　目	15年	16年	17年
売上高	916,874	942,356	990,169
経常利益	20,253	23,656	25,411
当期純利益	8,570	11,307	10,932
営業CF	53,944	48,519	47,260

運輸業に係る安全性を見ると、流動比率が2年連続で上昇する一方、自己資本比率は平成15年から平成16年にかけて上昇した後、平成17年は低下している。

右表に基づき運輸業に属する同一企業の売上高等の実数を見ると、売上高と経常利益が2年連続で増加する一方、当期純利益は平成15年から平成16年にかけて増加した後、平成17年に減少しており、営業CFは2年連続で低下している。

※各指標の算定式につきましては、本誌10月号をご覧下さい。

洋　野　町

メモ　　人口　20,221人　面積303.20㎢
ＵＲＬ　http://www.town.hirono.iwate.jp/

ーTown Informationー

洋野町は、平成１８年１月１日、隣り合う旧種市町と旧大野村が合併して誕生しました。町は、岩手県の北東部に位置し、北は青森県三戸郡階上町、南は久慈市、東は太平洋、西は九戸郡軽米町に接しています。一部地域を除いては、なだらかな丘陵地帯となっており、町の面積の７割強を山林・原野が占める海と高原の町です。

旧種市町は、「南部もぐりとウニの里」として、海とともに発展を続けてきました。豊かな海洋資源をはじめ種市海浜公園や県内屈指のサーフポイントを有しています。旧大野村は「一人一芸の里」として、おおのキャンパスを拠点に豊富な地域資源を利用した独自の地域づくりを進めてきました。

おおのキャンパス

種市海浜公園

○　海と高原の牧場（まきば）

海の幸と山の恵の両方が洋野町の強みです。種市地域の特産品の一つにウニがありますが、その水揚げ量は県内一位で県内生産量の３割を占めています。生産量だけでなく、色が良く大きな身と濃厚な甘みが洋野産の特徴です。その秘密は、沖合から採取したウニを岩盤に掘った「増殖溝」に再放流し、ウニの餌となるコンブなどを与えて育てる「つくり育てる漁業」を展開しているところです。もちろんウニ以外にも、アワビ、ホヤ、海草類なども豊富です。

ウニ（ウニ丼）

一方、大野地域の特産品といえば「大野木工」があります。この木工製品は、丸太を直径の長さに切る半割方式を採用して、美しい木目を最大限に生かしているのが特徴で、更にプリポリマー樹脂の含浸加工を施しているので、耐水性・安全性・保湿性に優れています。他にも、ヤマセに強い産業として始まった酪農から商品化された牛乳やアイスクリームなども人気です。また、「おおのキャンパス」の集客効果を周辺地域に波及させ活性化を図る東京大学との共同プロジェクト「キャンパスビレッジ構想」を基に、とうふ工房「豆風鈴」、そば工房「雑穀黄金」、つけもの工房「味菜館」、そして「おおのパン工房」の４つの工房を整備し、様々な高原の味を提供しています。

大野木工

○　「商業振興」と「少子化対策」の切り札

洋野町では、次代を担う子供の誕生を祝福し、児童の健全な育成に資することを目的として「すこやか育児祝金」を第１子の出産から支給を実施していますが、この祝金には、もう一つの役割があります。祝金の額のうち２分の１を町内で使用できる商品券で支給することで、町内の商業振興の役目も担っていることです。洋野町は、車で３０分ほどのところに八戸市があり、消費者の流出阻止も大きな課題です。そこで、町内からの買い物客の流出防止の目的も含め、商品券支給のアイデアが生れました。商品券の支給は、「おおの商業協同組合（大野地域で使用可能）」と「ダイちゃんカード会（種市地域で使用可能）」がそれぞれ発行する商品券を、住んでいる地区などを考慮して受給者が選択するシステムです。

○　小学校の旧校舎を活用してみませんか！

洋野町では、企業誘致等の施策として、平内工業団地と蒲の口工業団地の２団地を設置しているほか、工場用施設として閉校した小学校等の校舎も提供しています。

また、立地する企業に対して、固定資産投資額の２０％以内の立地奨励補助金、新規常用雇用者１人につき５万円以内での雇用奨励補助金などの企業立地補助金、投下固定資本に対する固定資産税の３年間課税免除などの優遇措置をとっています。詳細につきましては、同町種市庁舎までお問合せください。

女性起業家支援セミナー開催

本会は、10月18・19日の両日、盛岡駅前「アイーナ」にて「起業を検討している」「既に起業しているが活動・交流範囲を広げたい」女性を中心対象に標記セミナーを開催しました（男女共同参画センターとの共催）。

セミナーには県内各地より約50名が参加し、起業にあたっての事業プラン・事業計画・収支予算の策定等基本知識と自らの生活者意識に根ざした起業体験談と、数多くの女性起業家をサポートしている専門家との両者の視点から語られる「起業・創業」の現実と、課題を乗り越える心構えについてご講演いただきました。

受講者は「資格・スキルを活かして開業したい」「農家の奥さん方が共同で食品加工販売を始めたい」、なかには「『正しい足の爪切り』の施術業を始めたい」といったニッチな市場を目指している方など、様々な業種・形態による創業を目指しており、また、結婚・出産・子育てといった人生のエポックメイキングを通じた経験等、自身の生活者感覚に根ざした起業を志す方が多かったのが特徴的でした。

セミナーは 2日間コースと実践発表＆ビジネスアドバイスコースの2コースで実施。2日間コースでは事業プラン・事業計画・収支予算の策定等、起業に欠かせない基本事項を受講。講師のWWB／ジャパン代表・奥谷京子氏は、全国の起業スクールで講座の企画・運営・講師などを行う一方で、廃業した旅館の経営を引き継ぐなど、自ら実践しながら起業アドバイスを行う、女性起業家の全国ネットワークのキーマンであり、多種多様な企業事例の紹介を交え講演頂きました。実践発表では、『農家の嫁が家族・地域を変えていく！』と題し、北海道千歳市で手作りアイスクリーム店「花茶（かちゃ）」を経営する小栗美恵氏が講演。小栗氏は高知県から農家へ嫁ぎ、農作業と主婦業の合間に自家農産物を使ったアイスクリームのお店を起業。現在、北海道はもとより全国的な人気を博しています。素材の農作物栽培・アイスクリーム製造・HPメンテナンス等、お店に関わるほとんどの業務を自身の手づくりで行うなど、多忙を極めながらも自ら事業を行い対価を得ることのやりがいを中心に講演いただきました。

【会　員　動　向】
いわてコレクション・ファッションショー 開催

（いわてコレクション実行委員会）

11月8日、盛岡グランドホテルにて、いわてコレクション・ファッションショーが開催され、3回のステージで延べ650人の観客が来場。7回目を数える今回は「地域資源活用新事業展開支援事業費補助金 」を活用。県内地場の染色・織物素材を用いた作品を中心に、約60点が披露されました。

主催の「いわてコレクション実行委員会」（会長　冨山敬治）は県内のテーラー・ニット等注文服店を中心に構成され、「岩手からのファッション発信」を目的に、県産服飾素材を使用した作品のファッションショーを1993年より隔年で開催しています。

今年はいわてコレクション並びに地場素材のブランディングを主眼に上記補助金を活用し、「染・織・花のアンソロジー」をテーマに、一般の服飾素材と比較し高価な紫紺染・藍染・地熱染・ウニ染・ホームスパン等の伝統的工芸や地域特性ある染色品をドレス・ジャケットなどふんだんに使用した作品が発表されました。

また、ショーでは、いわてコレクション活動の継続性・若手育成の一環として盛岡女子高校の生徒による自作品の自演発表も併せて行われ、生徒は、多数の観客の前で作品を発表できる喜びを体現していました。

同実行委員会では、今年度全国中央会補助の「組合等web構築事業」にも取り組んでおり、ホームページ開設とファッションショーとの相乗効果で、会員企業の認知度向上と販路拡大を目指しています。

～組合運営Ｑ＆Ａ～

本欄では、組合を運営していく上で生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Ｑ，期中に組合員が転業・廃業等の理由により脱退をした場合の持分の払戻について。なお、その組合員は組合に対して債務が残っている状態である。

Ａ，組合員が、転業・廃業・解散といった理由による脱退は、組合員資格の喪失により法定脱退となり、直ちに組合員資格を喪失し脱退することになる。

この場合、組合員は組合を脱退すると同時にその持分の払戻請求権を取得することができるが、持分払戻請求権は持分の算定後に行使されることとなるため、事業年度末まではこれを行使することはできない。従ってこの請求権は停止条件付の請求権となる。

また、払戻の時期については通常総会において決算報告の承認を得てからとなる。

払戻額については、事業年度末時点での持分の額から、組合が持つその組合員への債権の額を相殺して払い戻すことができる。

【組　織　化　動　向】

かまいし水産振興企業組合	住　所	釜石市東前町２番６号		
食の「安全・安心」が揺らぐ事件が数多く発生し、消費者に食に対する「安全・安心」をより強く求められている中、三陸に位置する釜石の豊富な水産資源は「安全」で「安心」な食材として消費者ニーズに応えられるものである。そこで首都圏の飲食店をはじめとして、より多くの消費者へ供給することを目的に設立。	TEL	019-22-1161		
	理事長	三塚 浩之	出資金	200 万円
	設立認可	H19.10.18	設立登記	H19.10.25
	地　区	―	組合員	４名
	事　業	・釜石産水産物の販売 ・イベント、催事での水産物、加工品の販売		

◆労働・税務・金融情報コーナー◆

最低賃金制度についてご存知ですか？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を支払わなければいけないとする制度のことです。

このたび、厚生労働省より 10 月 28 日発効の新たな地域別最低賃金が通知されたのでお知らせいたします。

岩手県の最低賃金　　１時間　６１９　円

このほか、産業別最低賃金も定められます。最低賃金に関する詳しいお問い合わせは、岩手労働局または最寄の労働基準監督署までお問合わせください。

政治活動に関する寄付の制限について

最近、国庫補助金の交付を受けている組合が政党支部に政治献金を行っていた旨の新聞報道がなされました。

皆様ご高承の通り、政治資金規正法においては、**国からの補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から同日後 1 年を経過するまでの間は、政治活動に関する寄付が禁止されております**ので、ご注意をいただきますようお願い申し上げます。

景況感は依然低迷(平成１９年９月)

〈全体の概要〉

今月は、天候不順、消費の抑制、公共工事の減少等により総じて売上高が減少した一方、燃料費や原材料価格の高止まり、困難な価格転嫁等により収益性の悪化が目立った。特にも、改正建築基準法の施行（本年６月）に伴い、建築確認・検査が厳格化し、事務処理等が遅延した影響により、本県の新設住宅着工戸数は７、８月と２ケ月連続で前年比△40%超になる等、建設関連業種の売上が大幅に減少しており、県内中小企業の経営環境は依然、厳しい状況が続いている。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ 麺 製 造 業

小麦粉・蕎麦粉の値上げ通知が、仕入先から来ており、販売価格の値上げをせざるを得ない状況にある。一応、12 月 1 日分からの値上げ予定で連絡文書を作成している。

◆ 菓 子 製 造 業

気温が高めに推移し、又、豪雨等の影響もあり、売上げが落ち込んでいる店が多い。また、小麦粉、バター等油脂、乳製品の価格も上がって来ており、一段と厳しい状況が続いている。

◆ 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業

住宅着工戸数の減少が顕著なため、製材品出荷量も大幅な減少となっている。一部製材所によっては、注文の無い状況が続いている。

◆ 生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業

①全県の状況は、対前年同期比△13%と低調であった。特に、県央地区が同△33%と低調である。②プラスとなったのは、久慈地区と県北地区のみである。久慈地区は、災害工事等のためであり、県北地区は、特殊民需の増によるものである。

◆ 野 菜 ・ 果 実 卸 売 業 （ 盛 岡 市 ）

8 取扱数量は前年同月比 91.4%(5,150t)、取扱金額は同 94.2%(969 百万円)、トン当り単価は同 103.1%(188 千円)であった。

◆ 燃 料 小 売 業 （ 盛 岡 市 ）

県内の小売販売事業者にとっては、仕入価格の上昇から秋口からの値上げ改定を行った事業者もあるが、年末から年明けにかけて再値上げを余儀なくされそうな価格情勢にある。

◆ 商 店 街 （ 一 関 市 ）

９月は、秋物商戦の時期であるが、気温が高く、不振であった。また、９月下旬に、一関地区が商圏にしている宮城県北に大型商業施設がオープンしたことも、影響したように思う。

◆ 旅 館 業

前年に比べ、全国大会・学会の開催は続いたものの、規模が小さく、加えて天候不順（台風・大雨）の影響も見られ、全体的に売上げは伸びなかった。

◆ 道 路 旅 客 運 送 業 （ 盛 岡 市 ）

小型初乗り運賃を値下げしてから４ケ月になるが、依然として前年同月比で収益は減少している。その要因は、値下げの影響と燃料費の高騰、さらには、地域全体の景気低迷による利用回数の減少によるものと見ている。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比ＤＩの推移グラフ（平成 18 年 8 月～平成 19 年 8 月）●

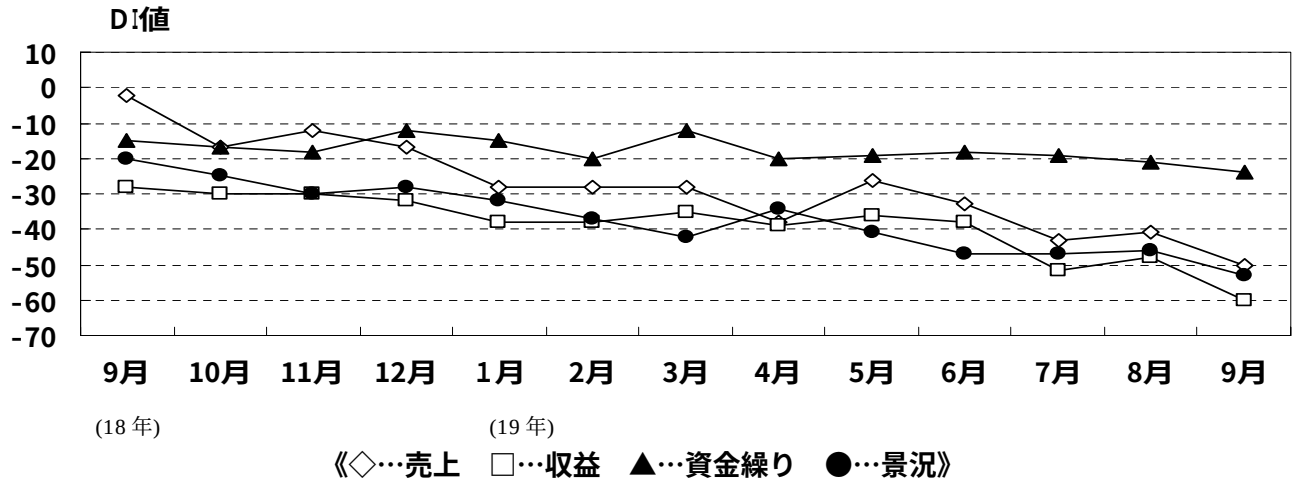

～岩手県資源循環推進課より～

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助金の公募について

県では、環境に配慮した産業活動の促進及び県内における産業廃棄物等の３Ｒ（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の推進を図るため、事業者が主に県内で発生する産業廃棄物等の３Ｒ推進に関する取組みを行う場合に、その経費の一部を補助する制度として、「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業」を実施しています。

このたび、より利用しやすい補助制度とするため、下記のとおり２つの事業区分（メニュー）が追加されました。この**追加事業区分の平成 19 年度実施事業の応募受付期限は、平成 19 年 12 月 14 日(金)まで**です。

また、**平成 20 年度実施事業の公募期間は、平成 19 年 11 月 19 日(月)から 12 月 21 日(金)まで**です（全ての事業区分が対象となります）。

１．　各事業区分の概要　（従前からの事業区分につきましては、概要等の記載を省略しています。）

①企業内ゼロエミッション推進事業
②地域・企業間ゼロエミッション推進事業
③廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業
④廃棄物利用製品開発推進事業
⑤廃棄物利用製品製造推進事業

⑥ゼロエミッション普及促進事業　※新規事業区分

【事業内容】	産業廃棄物等の減量化又は資源化を推進するために定めた計画に基づき、自ら排出する産業廃棄物等の３Ｒを推進する事業
【補助率・補助額】	補助対象経費の１/３以内で、100 万円以上 500 万円以下
【補助対象経費】	・汚泥脱水機　・木屑粉砕機又は木屑ボイラー　・業務用生ごみ処理機（食品製造業等に限る）　・ハイプラスチック類溶融機又は粉砕機　・バイオディーゼル燃料製造装置　等

⑦リサイクル産業育成支援事業　※新規事業区分

【事業内容】	自ら製造するリサイクル製品の商品力強化又は販売促進の取組みを行なう事業
【補助率・補助額】	①　岩手県再生資源利用認定製品に関する取組みの場合 補助対象経費の１/２以内で、30 万円以上 300 万円以下 ②　①以外のリサイクル製品に関する取組みの場合 補助対象経費の１/３以内で、20 万円以上 200 万円以下
【補助対象経費】	・品質向上又はコストダウンのための調査分析委託経費　・マーケティング調査委託経費　・広告宣伝費、イベント、展示会等への出展経費

２．　応募資格(補助対象者)

(1)　上記１～５の事業
- 県内に事業所を置く又は置こうとする事業者（特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）を含む。）
- 複数の事業者で構成される、法人格を有する団体（構成員の半数以上が県内に事業所を置く事業者）

(2)　上記６の事業
- エコショップいわて認定店を有する事業者
- いわて地球環境にやさしい事業所認定事業者
- 県内に事業所を置く又は置こうとする事業者（ＮＰＯ法人、複数の事業者で構成される法人格を有する団体を含む。また、会社又は個人の場合は、中小企業基本法に基づく中小企業者）

(3)　上記７の事業
- 岩手県再生資源利用認定製品認定事業者

３．　応募手続きや申請など

申請書類等は県の HP から、ダウンロードできます。また、事業の詳細につきましても、県の HP からご覧ください。　（トップページ＞環境＞廃棄物＞リサイクル）

お問い合わせ先：岩手県環境生活部資源循環推進課（TEL:０１９－６２９－５３８０、５３６７）

～盛岡地方検察庁よりお知らせです～

平成２１年５月までに『裁判員制度』がはじまります！

【裁判員制度とは？】

国民のみなさんが、裁判官とともに刑事裁判に参加する制度です。裁判に法律の専門家以外の意見を反映させることによって、裁判をより身近に、信頼できるものにすることなどを目的としています。

裁判員の主な仕事は、**①被告人が有罪か無罪か②有罪の場合にどのような刑にするのか**を、裁判官との話し合いによって決めることです。

裁判員制度Ｑ＆Ａ

Ｑ.裁判員はどのように選ばれるのですか？

２０歳以上の有権者の中から抽選で裁判員候補者が選ばれます。候補者に選ばれた方の中から，裁判官との面接等を経て裁判員が選任されます。

Ｑ.裁判員になることを辞退することはできますか？

原則として辞退はできません。

しかし，７０歳以上の方や学生，重い病気の方などやむを得ない事情のある方については，事情を申し出てもらうことによって，辞退できる場合があります。

Ｑ.法律に詳しくないのですが大丈夫ですか？

大丈夫です。公判廷では，わかりやすい言葉を使うように心がけられますし，また，法律的な知識が必要な場合は，裁判官からわかりやすく説明されますので心配ありません。

Ｑ.裁判員候補者に選ばれる確率はどのくらいですか？

岩手県の場合，600～1,200 人に一人の確率です。

裁判員は各地方裁判所ごと（都道府県ごと）に選ばれます。岩手県では裁判員制度の対象となる事件が１年間で平均２０件あります。

盛岡地方検察庁では，企業等に出向いて裁判員制度の説明会を無料で行っています。
裁判員制度についての問い合わせや，説明会の開催依頼は下記までお願いいたします。

（お問い合わせ先）　盛岡地方検察庁企画調査課　〒０２０－００２３　盛岡市内丸８－２０
TEL：０１９－６２２－６１９８　FAX：０１９－６２２－６２６０　HP：http://www.kensatsu.go.jp/

若手経営者連携交流フォーラム 開催のご案内

地域中小企業組合と組合員企業の活性化を図るためには、個性ある企業活動による差別化は必要不可欠であり、そのために青年部等の若手経営者が、豊かな発想と機動力の発揮を期待されているのはご承知のとおりです。本会では、こうした期待に鑑み標記フォーラムを下記の要領で開催致します。

今年度は　「人をどう活かすか。また自分自身はいかに心掛けるべきか」企業の人材育成と、数多くの繁盛店づくりを手掛ける実務家の「繁盛の仕掛け」についてご講演いただきます。

組織・企業・個店の活性化のために必聴の内容です。多数のご参加をお待ちしております。

開催日時　平成19年12月　7日(金)　14:00～

開催場所　ホテルルイズ(盛岡市盛岡駅前通7－15)

参 加 費　無　料(交流会参加希望の方は、参加費 5,000 円を別途申し受けます)

申　　込　本会市場開発部までお願いいたします。
（TEL：019-624-1363）

開催プログラム

オープニング	14:00～14:05
講演１	14:05～15:35
「企業活性化のため、人的資源をどう活かすか」	
講師：パーソナルコーチ　平野　順子　氏	
(http://www15.plala.or.jp/coach-junko/)	
講演２	15:45～17:15
「あなたのお店は繁盛の仕掛けができていますか？」	
講師：㈱エイアンドティー．ティ　代表取締役　上木　草平　氏	
(http://www.aandtt.co.jp/)	
交流会	17:25～19:25

「スタンプ・ポイントカード研修会」開催のご案内

昨今の大型店等の出店が相次ぐ中、地域で発行されてきたスタンプ・ポイントカードは、地元消費者の流出を抑制する最適な方法のひとつとして益々その重要度が高まってきております。

このような中、本会では、スタンプ・ポイントカードの新たな活用方法、販促等について研修を行い、実施団体の事業活性化及び地元消費者へのサービスの向上を果たすために下記日程により標記研修会を開催することと致しました。

つきましては、時節柄ご繁忙のことと存じますが、会員組合の役職員をはじめ参加組合員の皆様にご参加賜りますようご案内申し上げます。

なお、研修会終了後、情報交換のため懇親会を開催いたしますのであわせてご参会賜りますようお願い申し上げます。

１．開催日時　平成 19 年 12 月 5 日（水）　14:00～17:00

２．開催場所　盛岡市　ホテルルイズ
（盛岡市駅前通 7-15　TEL:019-625-2611）

３．テーマ及び講師

14:00～15:30
㈲商店街情報センター　代表取締役　樋口 泰雄　氏
「スタンプ・ポイントカード事業の活性化事例」
（新しいサービス手法、販促活動、国内事例の紹介等）

15:30～17:00
東京都立川市　羽衣（商振）副理事長　池谷 健治　氏（狭山園店主）
「ハローチップ（スタンプ）事業の取り組み」
（１日 700 冊の回収実績を誇る狭山園の取り組み　ほか）

４．懇親会

17:00～　会費　4,000 円（当日ご持参ください）

５．参加申込

本会連携支援部まで、お問合せください。TEL：０１９－６２４－１３６３

◆主要日誌◆（10 月 1 日～10 月 31 日）

◎中央会主催事業

10/ 5　一関地区改正組合法講習会
10/25～27　全国大会記念ツアー
10/26　盛岡広域地区連携促進懇談会
10/29　胆江・両磐地域連携促進懇談会

◎関係機関・団体主催行事への出席等

10/ 2　矢巾町商工会創立 45 周年記念式典
10/10　岩手県議会商工観光政策研究会
10/11　ビジネスグランプリ練成会
10/12　コーディネート活動支援事業交付決定通知書授与式及び事務説明会
ビジネスグランプリ練成会
10/16　第 6 回北東北三県工業者交流会
東北地区商店街振興連絡会議
浄法寺漆器認証検討幹事会
県央地場産業振興研究会設立準備会
岩手県工業クラブ記念講演会
10/17　最低賃金専門部会
10/19　岩手県社会福祉大会
10/23　社会保険懇談会
10/24　盛岡市功労者表彰委員会
第 3 回岩手県外国人留学生就職支援協議会
岩手産業保険推進センター運営委員会
10/28　㈱久慈物産市場創立 50 周年記念式典
10/29　岩手地方最低賃金審議会